

庶務担当課長会議運営要領の制定について（例規）

昭和 49 年 7 月 1 日
兵警務例規第 20 号

兵庫県警察処務規程（昭和 39 年兵庫県警察本部訓令第 6 号）第 15 条第 3 項に基づく庶務担当課長会議の運営要領を下記のように定め、昭和 49 年 7 月 1 日から実施する。

記

庶務担当課長会議運営要領

1 構成

庶務担当課長会議（以下「会議」という。）は、警務部長、部の庶務担当課の長、局の庶務担当課の長、総務部県民広報課長、総務部会計課長、警務部監察官室長及び警務部警務課次席並びにサイバーセキュリティ・捜査高度化センターの庶務担当課の長並びに情報通信部通信庶務課長をもって構成する。

2 審議事項

会議においては、次の事項について審議するものとする。

- (1) 警察運営の基本方針に関する事項
- (2) 警察運営の重要施策に関する事項
- (3) その他特に連絡、調整を必要とする事項

3 会議

- (1) 会議は、警務部長が必要の都度開催し、議事を主宰する。
- (2) 警務部長は、審議のため必要があると認めるときは、前記 1 の構成員以外の者に対し、会議に出席を求めることができる。
- (3) 警務部長に事故があるときは、警務部警務課長がその職務を代行する。

4 提案

構成員は、会議において審議すべき事項があるときは、会議の前日までに資料等を添えて警務部長に提案（警務部警務課経由）するものとする。

5 庶務

会議の庶務は、警務部警務課管理官が行うものとする。